

答申書(修正案) 修正箇所一覧

番号	頁	該当箇所	修正前	修正後	修正内容
1	1	1 当審議会の役割	当審議会は、旭川市庁舎整備検討審議会条例（平成27年3月25日条例第11号）に基づき、庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するために設置され、平成27年8月19日に第1回審議会を開催、以後、第〇回審議会まで〇回の会議を開催しました。	当審議会は、旭川市庁舎整備検討審議会条例（平成27年3月25日条例第11号）に基づき、庁舎整備に関する基本的事項を調査審議するために設置され、平成27年8月19日に第1回審議会を開催、以後、 6回 の会議を開催しました。	文章の整理及び、会議回数確定のため修正
2	1	(1) 庁舎建設の必要性について	① 震性の不足（総合庁舎及び第三庁舎） ② 庁舎の分散化（現在、6か所） ③ 庁舎の狭隘化、 ④ 庁舎の老朽化 ⑤ 災害発生時に必要な機能の不足 ⑥ 駐車場の不足	① 耐 震性の不足（総合庁舎及び第三庁舎） ② 庁舎の分散化（現在、6か所） ③ 庁舎の狭隘化 ④ 庁舎の老朽化 ⑤ 災害発生時に必要な機能の不足 ⑥ 駐車場の不足	前回の会議で出された意見を受け、脱字を修正
3	2	(2) 新庁舎の基本理念について ア 新庁舎の基本理念	当審議会において、この案を基に審議した結果、これからの庁舎は、届出などの必要な手続きを行う窓口業務や職員の執務空間としての機能を持つだけでなく、市民に対し日常的な各種行政サービスを提供すること、また、多様な市民活動を支援し市民の交流を図ること等、市民や住民組織、NPOなど、多くの人々が集い、にぎわい、親しまれる場所になること、すなわち、まちづくりの中心としての役割を担う必要があるという点で、市の案には全委員が賛同しました。ただ、基本理念の中に「シビックセンター」という言葉が用いられることについては、市民にわかりにくいのではないかという意見が出されました。	当審議会において、この案を基に審議した結果、これからの庁舎は、届出などの必要な手続きを行う窓口業務や職員の執務空間としての機能を持つだけでなく、市民に対し日常的な各種行政サービスを提供すること、また、多様な市民活動を支援し市民の交流を図ること等、市民や住民組織、NPOなど、多くの人々が集い、にぎわい、親しまれる場所になること、すなわち、まちづくりの中心としての役割を担う必要があるという点で、市の案には全委員が賛同しました。ただ、基本理念の中に 用いられている「シビックセンター」という言葉は、市役所が本来持つ行政機能に加えて、市民活動や文化活動に使われる場が一体となった複合的施設を表すものであることが、 市民にわかりにくいのではないかという意見が出されました。	前回の会議で出された意見を受け、「シビックセンター」という言葉の一般的な意味を追加
4	3	(2) 新庁舎の基本理念について イ 新庁舎整備の基本方針	① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。 ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。 ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も謳いたい。 その結果、いずれの意見についても、広い意味で「基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎」に包含される内容であると思われるが、市の提示案には明確に示されていないことから、基本方針3の表現にそのような観点を盛り込むよう求めることにいたしました。	① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。 ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。 ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も 掲げ たい。 その結果、いずれの意見についても、広い意味で「基本方針3 まちづくりの中心となる庁舎」に包含される内容であると思われるが、市の提示案には明確に示されていない ので 、基本方針3の表現にそのような観点を盛り込むよう求めることにいたしました。	前回の会議で出された意見を受け、「謳い」という言葉を「掲げ」に修正 また、文章の整理のため、1か所修正
5	4	(4) 新庁舎の規模について イ 新たに追加する機能の必要面積	新たに追加する機能については、主に、行政と連携可能な窓口機能として市が示した、旭川市社会福祉協議会及び旭川商工会議所が新庁舎に入ることにについて、「社会福祉協議会は庁舎に必要だが、組織全体が必要かは疑問」、「商工会議所は、一般市民にとってそれほど身近ではなく、1,400㎡も必要ないのではないか」といった意見が出されました。 その結果、当審議会としては、新たに追加する機能についての妥当性は理解できるものの、市民にとって必要な機能を精査し、他機能との併用も考慮して、最低限必要な面積とするべきという結論に至りました。	新たに追加する機能について、 市からは、「市民でにぎわい、親しまれるシビックセンター」の実現に向け、市民交流・市民活動支援機能や情報発信機能、さらには、行政と連携が可能な民間窓口機能などが示されました。 当審議会では、これらの機能の必要性については、概ね妥当と認めながらも、民間窓口機能については、その機能全体が必要なのか疑問であるという意見や、市が示した面積は大きすぎるのではないか といった意見が出されました。 その結果、当審議会としては、新たに追加する機能についての妥当性は理解できるものの、市民にとって 庁舎が備えるべき機能を改めて精査し、各機能を果たすために必要な諸室（例えば会議室など）のうち重複するスペースは併用するなど、必要最小限の面積とするべき という結論に至りました。	前回の会議で出された意見を受け、民間窓口機能について、固有名詞を出さないよう修正 また、「最低限必要」を「必要最小限」に修正

番号	頁	該当箇所	修正前	修正後	修正内容
6	4	(4) 新庁舎の規模について ウ 全体規模	<p>シビックセンターとして必要な全体の面積として、市が示した約37,000㎡については、必要であるという意見が出た一方で、庁舎の規模は流動的なものであり、整備を進める中で、財政状況を考えながら規模の見直しを行い、必要最低限のコンパクトな庁舎とし、コストを抑えるべきという意見が出されました。</p> <p>その結果、当審議会としては、基本的には市が示した必要面積に基づいて構想策定を進めるべきと考えるが、今後の整備の中で、財政状況を踏まえつつ、必要な規模を精査するなど、コスト削減の取組を求めるという結論に至りました。</p>	<p>新庁舎に必要な全体の面積として、市が示した約37,000㎡については、必要であるという意見が出た一方で、庁舎の規模は流動的なものであるから、整備を進める中で、財政状況を考えながら規模の見直しを行い、必要最小限のコンパクトな庁舎とし、コストを抑えるべきという意見が出されました。</p> <p>その結果、当審議会としては、基本的には市が示した必要面積に基づいて構想策定を進めてよいと考えるが、今後の整備の中で、財政状況を踏まえつつ、必要な規模を精査するなど、コスト削減の取組を求めるという結論に至りました。</p>	<p>前回の会議で出された意見を受け、「シビックセンター」を「新庁舎」に修正</p> <p>その他、文章の整理のため、3か所修正</p>
7	5	(5) 新庁舎の建設場所について	<p>まず、「アクセス性・市民利便性」に関しては、③のエリアは、新たに開発が進んでいる場所であるが、現状としては、本市の主な公共交通機関であるバスの停留場からは距離があり、周辺に空地も少ないことから、駐車場の確保に課題があること、一方で、①及び②のエリアについては、バスの停留場が近くにあるという点ではアクセス性に優れていること、および、駐車場の確保や、周辺道路の走りやすさという点から、総合的に見て①のエリアが一番優れていると考えられます。</p>	<p>まず、「アクセス性・市民利便性」に関しては、③のエリアは、新たに開発が進んでいる場所であるが、現状としては、本市の主な公共交通機関であるバスの停留所からは距離があり、周辺に空地も少ないことから、駐車場の確保に課題があること、一方で、①及び②のエリアについては、バスの停留所が近くにあるという点ではアクセス性に優れていること、および、駐車場の確保や、周辺道路の走りやすさという点から、総合的に見て①のエリアが一番優れていると考えられます。</p>	誤字の修正
8	6	3 まとめ (2) 新庁舎の基本理念	<p>① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。 ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。 ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も謳いたい。</p>	<p>① 子供が未来の夢を託せるような庁舎であってほしい。 ② まちの象徴として市民が誇りに思えるような庁舎にしたい。 ③ まちづくりのビジョンの中で庁舎が果たす役割も掲げたい。</p>	前回の会議で出された意見を受け、「謳い」という言葉を「掲げ」に修正
9	6	3 まとめ (4) 新庁舎の規模	<p>また、他の機能の面積についても、市民にとって必要な機能を精査し、他機能との併用も考慮するなど、必要最低限の面積とするよう求める。</p>	<p>また、他の機能の面積についても、市民にとって必要な機能を精査し、他機能との併用も考慮するなど、必要最小限の面積とするよう求める。</p>	文章の整理のため修正
10	7	3 まとめ (5) 新庁舎の建設場所	<p>市が示した3つの建設場所のうち、新庁舎の建設場所としては、「①現庁舎周辺エリア」が適当であると考えます。</p>	<p>市が示した3つの建設場所のうち、新庁舎の建設場所としては、「現庁舎周辺エリア」が適当であると考えます。</p>	前回の会議で出された意見を受け、「①」を削除
11	7	4 おわりに	<p>当審議会では、これまで全〇回にわたり、諮問された旭川市庁舎整備基本構想について、示された資料を基に慎重に審議を重ねてきました。その結果、全委員の合意を得て、上記の答申を導いたところであります。</p>	<p>当審議会では、これまで全6回にわたり、諮問された旭川市庁舎整備基本構想について、示された資料を基に慎重に審議を重ねてきました。その結果、全委員の合意を得て、上記の答申を導いたところであります。</p>	会議回数確定のため修正